

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	西山地区(西山集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	13ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	1ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・中山間地域に位置している棚田となっており、平坦部より労力がかかることなどから担い手への集積が難しい地域である。
- ・農業経営については、現状維持で精一杯の状況。
- ・家を継ぐ者はいるが、農業の後継者がいない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	3.20 ha	水稲	3.20 ha	西山集落
		露地みかん・ 玉ねぎ	0 ha	露地みかん・ 玉ねぎ	1.25 ha	
計	1人		3.20 ha		4.45 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、10筆、5,048㎡となっている。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>担い手の確保の促進 市外からなど新規就農者の受入れを市の定住政策などを活用しながら促進していく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(各地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	花祭4784-1	292		
2	花祭4784-3	725		
3	花祭4784-4	350		
4	花祭4825-1	579		
5	花祭4825-2	396		
6	花祭4825-3	242		
7	花祭4680-1	931		
8	花祭4682-1	181		
9	花祭4682-2	947		
10	花祭4682-3	405		
	計	5,048		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	井上地区(井上集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	15ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積が2haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・中山間地域に位置している棚田となっており、平坦部より労力がかかることなどから担い手への集積が難しい地域である。
- ・農業経営については、現状維持で精一杯の状況。
- ・家を継ぐ者はいるが、農業の後継者がいない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用は、中心経営体である認定農業者2経営体と営農組合が担っていくほか、認定新規就農者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	1.70 ha	水稲	1.70 ha	井上集落
		路地みかん・ 夏秋なす・玉ねぎ・ デコポン	2.00 ha	路地みかん・ 夏秋なす・玉ねぎ・ デコポン	2.20 ha	
認農	B	ハウスみかん・ 露地みかん・ 中晩柑	1.28 ha	ハウスみかん・ 露地みかん・ 中晩柑	1.48 ha	井上集落
		水稲	1.90 ha	水稲	1.70 ha	
集	C	水稲・麦	0.24 ha	水稲・麦	0.24 ha	井上集落
計	3人		7.12 ha		7.32 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、7筆、7,130㎡となっている。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>担い手の確保の促進 市外からなど新規就農者の受入れを市の定住政策などを活用しながら促進していく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	長尾1053-1	420		
2	長尾725-2	430		
3	長尾637	1,050		
4	長尾725-1	1,210		
5	長尾593	1,420		
6	長尾56-1	1,300		
7	長尾56-2	1,300		
	計	7,130		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	駄道・天ヶ瀬地区(駄道・天ヶ瀬集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	17ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積が3haあるが、中心経営体がないため、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・中山間地域に位置している棚田となっており、平坦部より労力がかかることなどから担い手への集積が難しい地域である。
- ・農業経営については、現状維持で精一杯の状況。
- ・家を継ぐ者はいるが、農業の後継者がいない。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用は、集落内に中心経営体がないため、認定新規就農者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
計	人		ha		ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、10筆、5,021㎡となっている。</p>
<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>担い手の確保の促進 市外からなど新規就農者の受入れを市の定住政策などを活用しながら促進していく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	長尾990-1	1,030		
2	長尾965-1	416		
3	長尾1021-1	510		
4	長尾1021-2	210		
5	長尾708	433		
6	長尾678	196		
7	長尾679	160		
8	長尾681	512		
9	長尾704-1	498		
10	長尾1249-5	1,056		
	計	5,021		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	後野・平原地区(後野・平原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	12ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	9ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積が1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・中山間地域に位置している棚田となっており、平坦部より労力がかかることなどから担い手への集積が難しい地域である。
- ・農業経営については、現状維持で精一杯の状況。
- ・家を継ぐ者はいるが、農業の後継者がいない。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用は、中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、認定新規就農者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	みかん・柑橘類・キウイフルーツ	3.10 ha	柑橘類・キウイフルーツ	3.10 ha	後野・平原集落
		水稲	0.35 ha	水稲	0.35 ha	
計	1人		3.45 ha		3.45 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>担い手の確保の促進 市外からなど新規就農者の受入れを市の定住政策などを活用しながら促進していく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	瓦川内地区(瓦川内集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	18ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	18ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	1ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	2ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積が3haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・一部は圃場整備されてないので、受け手がない。
- ・水田利用については、担い手が高齢で集落内には、他に担い手がないので不安がある。
- ・中山間地域であり、畔草刈りが大変。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、集落の中心経営体の認定農業者1経営体と入作による法人の認定農業者及び営農組合組合が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。
- ・樹園地利用については中心経営体である認定農業者1経営体が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦・飼料米	2.50 ha	水稲・麦・飼料米	2.50 ha	瓦川内集落
認農	B	水稲	0.48 ha	水稲	0.48 ha	瓦川内集落
		梨・施設桃・露地桃・露地みかん	2.65 ha	梨・施設桃・露地桃・露地みかん	2.65 ha	瓦川内集落
認農法	C	水稲	2.00 ha	水稲	2.00 ha	瓦川内集落
集	D	水稲・麦	0.92 ha	水稲・麦	0.92 ha	瓦川内集落
計	4人		8.55 ha		8.55 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、2筆、2,554㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	長尾2044	1,746		
2	長尾2054-1	808		
3				
4				
5				
6				
	計	2,554		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	長尾地区(長尾集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	20ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	15ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者未定及び不明の農業者の耕作面積が3haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。</li> <li>・中山間地域であり、畔草刈りが大変。</li> </ul>
--

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田利用については、入作の中心経営体である認定農業者1経営体と法人の認定農業者1法人及び営農組合が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。</li> </ul>
--

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	採卵鶏	- ha	採卵鶏	- ha	長尾集落
認農	B	水稲・麦・飼料米	1.50 ha	水稲・麦・飼料米	1.50 ha	長尾集落
認農法	C	水稲・大豆	2.00 ha	水稲・大豆	2.00 ha	長尾集落
集	D	麦	0.14 ha	麦	0.14 ha	長尾集落
計	4人		3.64 ha		3.64 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、3筆、797㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	長尾3737	171		
2	長尾3724	488		
3	長尾3729	138		
4				
5				
6				
	計	797		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	泉町地区(泉町集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	7ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

<ul style="list-style-type: none"> <li>・集落内の耕作者が少ない。</li> <li>・集落に担い手がない。</li> </ul>
--

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

<ul style="list-style-type: none"> <li>・水田利用については、営農組合が担っていくほか、入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。</li> </ul>
---

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
集	A	水稲	0.11 ha	水稲	0.11 ha	泉町集落
計	1人		0.11 ha		0.11 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、集積や集約化を目指していく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	西ノ谷地区(西ノ谷集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	36ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	24ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、2ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・集約が進んでいない。
- ・大規模農家があと何年続けられるか心配。
- ・貸している農地が戻ってきたら心配。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者2経営体と営農組合及び入作の認定農業者等11経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	飼料作物・ WCS 繁殖牛	7.40 ha - ha	飼料作物・ WCS 繁殖牛	7.40 ha - ha	西の谷集落
認農	B	米・麦・飼料米 大豆・野菜	1.05 ha 0.50 ha	米・麦・飼料米 大豆・野菜	1.05 ha 0.50 ha	
認農	C	水稻・麦・飼料 米	3.50 ha	水稻・麦・飼料 米	3.50 ha	西の谷集落
認農法	D	水稻・麦	2.50 ha	水稻・麦	2.50 ha	西の谷集落
認農	E	水稻・麦・大豆	0.68 ha	水稻・麦・大豆	0.68 ha	西の谷集落
認農	F	水稻	0.01 ha	水稻	0.01 ha	西の谷集落
認農	G	水稻・麦	0.30 ha	水稻・麦	0.30 ha	西の谷集落
		玉ねぎ・キャバ ッ	0.45 ha	玉ねぎ・キャバ ッ	0.45 ha	
認農	H	水稻・麦	0.36 ha	水稻・麦	0.36 ha	西の谷集落
認農	I	水稻・麦	0.53 ha	水稻・麦	0.53 ha	西の谷集落
認農	J	水稻・麦	0.63 ha	水稻・麦	0.63 ha	西の谷集落
認農	K	水稻・麦	0.25 ha	水稻・麦	0.25 ha	西の谷集落
認農	L	水稻	0.12 ha	水稻	0.12 ha	西の谷集落
集	M	水稻・麦	7.02 ha	水稻・麦	7.02 ha	西の谷集落
計	13人		25.30 ha		25.30 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b>  農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。  また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p><b>地主の役割について取組方針</b>  水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p><b>多面的機能支払交付金の活用方針</b>  多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	庄地区(庄集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	19ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	14ha
③地区内における〇才以上の農業者の耕作面積の合計	3ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	3ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、3ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・大規模農家があと何年続けられるか心配。
- ・貸している農地が戻ってきたら心配。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の法人の認定農業者1経営体と営農組合及び入作の認定農業者等9経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲・麦・大豆	2.50 ha	水稲・麦・大豆	2.50 ha	庄集落
認農	B	水稲・麦	0.31 ha	水稲・麦	0.31 ha	庄集落
認農	C	水稲	0.94 ha	水稲	0.94 ha	庄集落
認農	D	水稲	0.20 ha	水稲	0.20 ha	庄集落
認農	E	水稲・麦	0.57 ha	水稲・麦	0.57 ha	庄集落
認農	F	水稲・麦	0.20 ha	水稲・麦	0.20 ha	庄集落
集	G	水稲・麦	1.71 ha	水稲・麦	1.71 ha	庄集落
到達	H	水稲	0.40 ha	水稲	0.40 ha	庄集落
認農	I	水稲・麦・大豆	7.60 ha	水稲・麦・大豆	7.60 ha	庄集落
		玉ねぎ・ブロッコリー・野菜瓜	0.25 ha	玉ねぎ・ブロッコリー・野菜瓜	0.65 ha	
認農	J	水稲・麦	1.45 ha	水稲・麦	1.45 ha	庄集落
計	10人		16.13 ha		16.53 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	中小路地区(中小路集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	29ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	29ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	4ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けざる意向のある耕作面積よりも、75才以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が、4ha多く、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・大規模農家があと何年続けられるか心配。
- ・貸している農地が戻ってきたら心配。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者2経営体と営農組合及び入作の認定農業者等6経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦・大豆	14.52 ha	水稲・麦・大豆	14.52 ha	中小路集落
認農	B	水稲・麦・大豆	7.98 ha	水稲・麦・大豆	7.98 ha	中小路集落
		施設小葱・ブロッコリー	0.10 ha	施設小葱・ブロッコリー	0.10 ha	
認農	C	水稲・麦	0.50 ha	水稲・麦	0.50 ha	中小路集落
認農法	D	水稲・麦	1.50 ha	水稲・麦	1.50 ha	中小路集落
認農	E	水稲・麦・大豆	0.35 ha	水稲・麦・大豆	0.35 ha	中小路集落
認農	F	水稲・麦	0.11 ha	水稲・麦	0.11 ha	中小路集落
集	G	水稲・麦・大豆	3.00 ha	水稲・麦・大豆	3.00 ha	中小路集落
認農	H	水稲・麦	0.17 ha	水稲・麦	0.17 ha	中小路集落
計	8人		28.23 ha		28.23 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地の貸付け等の意向

貸付け等の意向が確認された農地は、1筆、958㎡となっている。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	下多久1530-1	958		
2				
3				
4				
5				
	計	958		

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	上田町地区(上田町集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	73ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	73ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	5ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	7ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・平成5年機械利用組合を作っているが、現在4人となり高齢化している。
- ・大規模農家があと何年続けられるか心配。
- ・貸している農地が戻ってきたら心配。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者1経営体と営農組合及び入作の認定農業者等6経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦・大豆	1.75 ha	水稲・麦・大豆	2.27 ha	上田町集落
認農法	B	水稲・麦・大豆	5.50 ha	水稲・麦・大豆	5.50 ha	上田町集落
		玉ねぎ	7.00 ha	玉ねぎ	14.00 ha	上田町集落
認農	C	水稲・麦・大豆	0.72 ha	水稲・麦・大豆	0.72 ha	上田町集落
集	D	水稲・麦・大豆	4.37 ha	水稲・麦・大豆	4.37 ha	上田町集落
到達	E	水稲・イチゴ	1.55 ha	水稲・イチゴ	1.55 ha	上田町集落
到達	F	水稲	8.89 ha	水稲	8.89 ha	上田町集落
認農	G	水稲・野菜	1.40 ha	水稲・野菜	1.40 ha	上田町集落
計	7人		31.18 ha		38.7 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	牟田辺地区(牟田辺集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	61ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	61ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	2ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・集落営農組織と集積をうまく組み合わせていく必要がある。
- ・新たな営農組織の検討が必要。
- ・大規模農家だけでなく、兼業農家のことも考えていかないといけないと思う。
- ・農道水路の管理は、担い手だけではやっていけない。
- ・後継者との今後について話し合いができていない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者4経営体と営農組合及び入作の認定農業者等13経営体が担っていく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

## (参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲	5.93	水稲	5.93	牟田辺集落
		乳用牛	-	乳用牛	-	
認農	B	水稲・麦・大豆	0.88	水稲・麦・大豆	0.88	牟田辺集落
		梨	0.60	梨	0.60	
認農	C	水稲・麦・大豆	1.42	水稲・麦・大豆	1.42	牟田辺集落
		施設ナス・露地 ナス・玉ねぎ	1.79	施設ナス・露地 ナス・玉ねぎ	1.79	
認農	D	水稲・麦・大豆	7.70	水稲・麦・大豆	7.70	牟田辺集落
		桃	0.30	桃	0.30	
認農	E	水稲・麦・飼料 米	1.00	水稲・麦・飼料 米	1.00	牟田辺集落
認農法	F	水稲・麦	1.00	水稲・麦・大豆	1.00	牟田辺集落
認農	G	水稲・麦・大豆	2.13	水稲・麦・大豆	2.13	牟田辺集落
認農	H	水稲・飼料作 物	0.41	水稲・飼料作 物	0.41	牟田辺集落
認農	I	水稲・麦・大豆	10.00	水稲・麦・大豆	10.00	牟田辺集落
認農	J	水稲・麦	0.93	水稲・麦	0.93	牟田辺集落
認農	K	水稲・麦	1.58	水稲・麦	1.58	牟田辺集落
認農	L	水稲・麦	1.10	水稲・麦	1.10	牟田辺集落
認農	M	水稲・麦	2.52	水稲・麦	2.52	牟田辺集落
認農	N	水稲	0.09	水稲	0.09	牟田辺集落
集	O	水稲・麦・大豆	18.42 ha	水稲・麦・大豆	18.42 ha	牟田辺集落
認農	P	水稲・麦・大豆	0.30 ha	水稲・麦・大豆	0.30 ha	牟田辺集落
集	Q	米・麦	0.58 ha	米・麦	0.58 ha	牟田辺集落
認農	R	水稲・麦	0.10 ha	水稲・麦	0.10 ha	牟田辺集落
計	17人		58.78 ha		58.78 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	桐野地区(桐野集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	21ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	21ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	2ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話し合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・集落営農組織と集積をうまく組み合わせていく必要がある。
- ・新たな営農組織の検討が必要。
- ・大規模農家だけでなく、兼業農家のことも考えていかないといけないと思う。
- ・農道水路の管理は、担い手だけではやっていけない。
- ・後継者との今後について話し合いができていない。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話し合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用は、中心経営体である認定農業者8経営体が担っていくほか、入り作の認定農業者などの受入を促進することで対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	飼料作物 繁殖牛	0.03 -	飼料作物 繁殖牛	0.03 -	桐野集落
認農	B	その他野菜	0.01	その他野菜	0.01	
認農	C	梅・ブルーベ リー・桃・スモ モ・みかん・ブ ドウ	1.65	梅・ブルーベ リー・桃・スモ モ・みかん・ブ ドウ	1.6	桐野集落
認農	D	みかん	1.26	みかん	1.26	桐野集落
認農	E	飼料作物	0.20	飼料作物	0.20	桐野集落
		露地みかん・ ハウスみかん・ 露地デコボン	1.13	露地みかん・ ハウスみかん・ 露地デコボン	1.2	
認農	F	みかん・梅・ 梨・スモモ	1.88	みかん・梅・ 梨・スモモ	1.94	桐野集落
認農	G	飼料作物	0.15	飼料作物	0.15	桐野集落
		繁殖牛	-	繁殖牛	-	
認農	H	水稻	0.09 ha	水稻	0.09 ha	桐野集落
計	8人		6.40 ha		6.48 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

持続的営農体制整備に向けた取組方針

担い手の農地の引き受け困難や高齢化及び減少問題などに対して課題解決するため、持続可能な農業の担い手の検討。また、地主の役割として、丸投げではなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みについて集落(地域)で話し合いを行っていく。

多面的機能支払交付金の活用方針

多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

樹園地の取組方針

園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	谷下地区(谷下集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	13ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	7ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	1ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1:③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2:④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3:アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4:プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・今後中心経営体が引き受けきる意向のある耕作地がなく、75才以上で後継者不明の農業者の耕作面積が1haあり、新たな農地の受け手の確保が必要。
- ・次世代に繋ぐ後継者がいない。
- ・集落の耕作者が減少。
- ・不整形地など耕作条件が悪い農地があり耕作が厳しい。

注:「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、中心経営体である営農組合及び入作の認定農業者等4経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1:中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2:「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲 肥育牛	0.29 -	水稲 肥育牛	0.29 -	谷下集落
認農	B	-	-	-	-	谷下集落
認農	C	水稲・麦・飼料 米	0.50	水稲・麦・飼料 米	0.50	谷下集落
認農	D	水稲・麦・大豆	2.33	水稲・麦・大豆	2.33	谷下集落
認農	E	水稲・麦	0.07	水稲・麦	0.07	谷下集落
集	F	水稲・麦	0.34 ha	水稲・麦	0.34 ha	谷下集落
到達	G	水稲	0.15 ha	水稲	0.15 ha	谷下集落
計	7人		3.68 ha		3.68 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p><b>農地中間管理機構の活用方針</b>  農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。  また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p><b>地主の役割について取組方針</b>  水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p><b>ゾーニング推進の取組方針</b>  耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	笹原地区(笹原集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	22ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	1ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「75才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・次世代に繋ぐ後継者がいない。
- ・集落の耕作者が減少。
- ・不整形地など耕作条件が悪い農地があり耕作が厳しい。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用は、中心経営体である集落の認定農業者1経営体と営農組合及び入作の認定農業者等3経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農	A	水稲・麦	3.68 ha	水稲・麦	3.68 ha	笹原集落
		施設電照菊・ 野菜・飼料作物	1.16 ha	施設電照菊・ 野菜・飼料作物	1.37 ha	
認農	B	水稲・麦・飼料 米	0.50 ha	水稲・麦・飼料 米	0.50 ha	笹原集落
認農	C	水稲・麦・大豆	0.85 ha	水稲・麦・大豆	0.85 ha	笹原集落
集	D	水稲・麦	1.62 ha	水稲・麦	1.62 ha	笹原集落
到達	E	水稲	0.07 ha	水稲	0.07 ha	笹原集落
計	5人		7.88 ha		8.09 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>中山間地域等直接支払制度の活用方針 中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>多面的機能支払交付金の活用方針 多面的機能支払交付金事業を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	大野地区(大野集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	22ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	19ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	4ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・次世代に繋ぐ後継者がいない。
- ・集落の耕作者が減少。
- ・不整形地など耕作条件が悪い農地があり耕作が厳しい。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・水田利用については、中心経営体である営農組合及び入作の認定農業者等3経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
認農法	A	水稲・大豆	0.10 ha	水稲・大豆	0.10 ha	大野集落
認農	B	水稲・大豆	0.26 ha	水稲・麦	0.26 ha	大野集落
集	C	水稲・麦	1.16 ha	水稲・麦	1.16 ha	大野集落
到達	D	水稲	0.79 ha	水稲	0.79 ha	大野集落
計	4人		2.31 ha		2.31 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

中山間地域等直接支払制度の活用方針

中山間地域等直接支払制度を今後も積極的に活用して、農地、水路、農道などの維持管理を図っていく。

農地中間管理機構の活用方針

農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。

また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。

地主の役割について取組方針

水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。

ゾーニング推進の取組方針

耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(m <sup>2</sup> )		
		貸付け	作業委託	売渡
1				
2				
3				
4				
5				
6				
	計			

注: 農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。

## 実質化された人・農地プラン

市町村名	対象地区名(地区内集落名)	作成年月日	直近の更新年月日
多久市	田柄地区(田柄集落)	令和3年3月31日	年 月 日

## 1 対象地区の現状

①地区内の耕地面積	23ha
②アンケート調査等に回答した地区内の農地所有者又は耕作者の耕作面積の合計	17ha
③地区内における75才以上の農業者の耕作面積の合計	0ha
i うち後継者未定の農業者の耕作面積の合計	0ha
ii うち後継者について不明の農業者の耕作面積の合計	0ha
④地区内において今後中心経営体が引き受ける意向のある耕作面積の合計	0ha
(備考)	

- 注1: ③の「〇才以上」には、地域の実情に応じて、5～10年後の農地利用を議論する上で適切な年齢を記載します。  
注2: ④の面積は、下記の「(参考)中心経営体」の「今後の農地の引受けの意向」欄の「経営面積」の合計から「現状」欄の「経営面積」の合計を差し引いた面積を記載します。  
注3: アンケート等により、農地中間管理機構の活用や基盤整備の実施、作物生産や鳥獣被害防止対策、災害対策等に関する意向を把握した場合には、備考欄に地区の現状に関するデータとして記載してください。  
注4: プランには、話合いに活用した地図を添付してください。

## 2 対象地区の課題

- ・次世代に繋ぐ後継者がいない。
- ・集落の耕作者が減少。
- ・不整形地など耕作条件が悪い農地があり耕作が厳しい。

注: 「課題」欄には、「現状」を基に話合いを通じて提示された課題を記載してください。

## 3 対象地区内における中心経営体への農地の集約化に関する方針

- ・農地利用は、集落の中心経営体の認定農業者等3経営体と営農組合及び入作による認定農業者等3経営体が担っていくほか、さらに入作を希望する認定農業者などの受入れを促進することにより対応していく。

- 注1: 中心経営体への農地の集約化に関する将来方針は、対象地区を原則として集落ごとに細分化して作成することを想定していますが、その「集落」の範囲は、地域の実情に応じて柔軟に設定してください。  
注2: 「中心経営体」には、認定農業者、認定新規就農者、経営所得安定対策の対象となる法人化や農地の利用集積を行うことが確実と市町村が判断する集落営農及び市町村の基本構想に示す目標とする所得水準を達成している経営体等が位置付けられます。

(参考) 中心経営体

属性	農業者 (氏名・名称)	現状		今後の農地の引受けの意向		
		経営作目	経営面積	経営作目	経営面積	農業を営む範囲
到達	A	水稲	0.6 ha	水稲	0.6 ha	田柄集落
		みかん	1.43 ha	みかん	1.43 ha	
認農	B	水稲	0.28 ha	水稲	0.15 ha	田柄集落
		みかん・なす・きゅうり	1.16 ha	みかん・なす・きゅうり	0.91 ha	
認農法	C	水稲・大豆	0.60 ha	水稲・大豆	0.60 ha	田柄集落
認農	D	水稲・大豆	1.63 ha	水稲・麦	1.63 ha	田柄集落
集	E	水稲	0.17 ha	水稲	0.17 ha	田柄集落
到達	F	水稲	0.89 ha	水稲	0.89 ha	田柄集落
		イチゴ、野菜	0.48 ha	イチゴ、野菜	0.48 ha	
		繁殖牛	- ha	繁殖牛	- ha	
認農	G	水稲	0.24 ha	水稲	0.24 ha	田柄集落
計	7人		7.48 ha		7.10 ha	

注1:「属性」欄には、個人の認定農業者は「認農」、法人の認定農業者は「認農法」、認定新規就農者は「認就」、法人化や農地集積を行うことが確実であると市町村が判断する集落営農は「集」、基本構想水準到達者は「到達」と記載します。

注2:「今後の農地の引受けの意向」欄については、現状からおおむね5年から10年後の意向を記載します。

注3:「経営面積」欄には、プランの対象地区内における中心経営体の経営面積を記載します。

4 3の方針を実現するために必要な取組に関する方針(任意記載事項)

<p>農地の貸付け等の意向 貸付け等の意向が確認された農地は、1筆、1,150㎡となっている。</p>
<p>農地中間管理機構の活用方針 農地所有者は、出し手・受け手にかかわらず、農地を機構に貸し付けて、さらなる集積や集約化を目指していく。 また、中心経営体が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて確実な中心経営体への貸付けを進めていく。</p>
<p>地主の役割について取組方針 水田利用について、地主は預けるだけでなく、畦畔などの草刈りや水管理など出来ることをやる仕組みを集落(地域)で構築するための検討を行っていく。</p>
<p>ゾーニング推進の取組方針 耕作放棄地対策の一つの手段として、守っていく農地とそうでない農地などゾーニングの検討を行い、山などへの転換を図っていく。</p>
<p>樹園地の取組方針 園地流動化などによる担い手の確保等について、集落内(地域)で話し合いを深めていく。</p>

(参考) 農地の貸付け等の意向(任意記載事項)

	農地の所在(地番)	貸付け等の区分(㎡)		
		貸付け	作業委託	売渡
1	花祭1321-1	1,150		
2				
3				
4				
5				
6				
	計	1,150		

注:農業委員・農地利用最適化推進委員が農地の貸付け等の意向を確認した面積を農地利用最適化交付金の成果実績払いの対象とする場合には、人・農地プランにおいて地番、面積を記載することが必要です。

(留意事項)

本様式をそのまま公表様式として活用する場合には、中心経営体の氏名等特定の個人が識別される情報が含まれることから、本人の同意を得る等個人情報保護条例等に抵触しないよう留意してください。

なお、本人の同意が得られない場合には、その方の氏名を伏せるなど、個人が識別されないよう留意してください。